

第七十五回 帝國議會 貴族院 昭和十五年三月二十五日(月曜日)午後一時十二分開會 充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

特別委員會會議事速記録第十號

昭和十五年三月二十五日(月曜日)午後一時十二分開會

○委員長(子爵西尾忠方君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○風間八左衛門君 會期切迫ノ折柄デモアリマスシ、時間ノ關係上極ク簡潔ニ私質問致シタイト思フデアリマス、從ツテ要點ヲ申述ベマシテ、自分ノ意見トカサウ云フモノヲ加ヘズニ申上ゲタイト存ジマス、從ツテ政府ノ方ニ於テモ、極ク簡潔ニ要領ヨク御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、第一ハ、支那事變ハ未ダ終熄致シマセヌニモ拘ラズ、此ノ際行賞ノ實施ヲ要シマスル理由ハ如何デアリマスカ、第二ハ、昭和十五年度以降何年度間ニ互リマシテ、之ヲ實施セラレマスル御豫定デアリマスカ、第三ハ、行賞金ハ全部公債ヲ以テ交付サレマスモノデアリマスカ、又若シ現金ヲ以テ交付サレル分ガアリマスルナラバ、其ノ豫算ハ何程デアルカト云フコトヲ御示シ願フテ、ソレガ何處ニサウ云フ風ニ計上セラレテアリマスカト云フコトヲ御聽キシタイトデアリマス、第四ハ、本公債ノ利率ハ年二分六厘六毛トナツテ居リマスルガ、其ノ特殊ノ利率ト爲スト云フ理由ハ、ドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルデアリマスカ、其ノ理由ヲ承リタイト思フデアリマス、第五ハ、將來財政經濟ノ事情ノ變化ニ應ジマシテ、此ノ制度ヲ撤廢サレルヤウナ御意思ガアリヤナキヤト云フ點ヲ御聽キシタイト思フデアリマス、頗ル要點ノミデアリマシテ、十分ニ御諒解

ヲ得ナイ點ガアルト存ジマスガ、要點ノミ申上ゲマス

○政府委員(谷口恒二君) 只今ノ風間サンノ御質問ニ對シマシテ、御示ノ通り極ク簡單ニ御答ヘ致シマス、支那事變ハ未ダ終熄致シテ居ラナイノデアリマスルガ、昭和十二年七月七日ヨリ既ニ二年有半ノ歲月ヲ閱シマシテ、死傷者、戰傷病者、戰地ヨリノ歸還者等ガ相當多數生ジマシタ關係ニアリマスノデ、此ノ際ト致シマシテ一應打切りマシテ、行賞ヲ實施セムトスル趣旨デアリマス、ソレカラ其ノ次ノ御質問ハ、此ノ昭和十五年度ニ之ヲ致シテ居リマスルガ、今後何年度間ニ大體之ヲ實施スル考デアアルカト云フ御質問デアリマスルガ、是ハ大體ニ於キマシテ、只今ノ所ハ四箇年度間ニ之ヲ實施シタイト云フ計畫デ居ルデアリマス、ソレカラ行賞ノ一時賜金ハ、全部公債ヲ以テ致スカドウデアアルカト云フ點デアリマスガ、原則トシテハ公債ヲ以テ交付スルト云フコトニ相成ツテ居ルデアリマスガ、一時賜金額二十圓未滿ノモノニ付キマシテハ、現金ヲ以テ交付スル考デアリマス、尙特殊ノモノニ付テハ、一時賜金ニ代ヘテ賜品ヲ賜與スル計畫モアルデアリマス、是等ノ經費ニ付キマシテハ、現金ニ付キマシテハ臨時軍事費、陸海軍關係ノ分ハ何レモ臨時軍事費ヲ以テ支辨スルコトニナツテ居リマス、即チ現金ヲ以テ賜與致シマスケレドモ、一時賜金、慰勞金ニ代ヘテ賜與スベキ物品、賜品ノ購入費ト云フヤウナモノニ付キマシ

テ、陸海軍關係ノ分ハ何レモ臨時軍事費ヲ以テ支辨スルコトニナツテ居ルデアリマス、陸海軍以外ノ各省ニ於キマシテ、必要ナル行賞事務ノ取扱費ハ、其ノ事務取扱ノ開始方概ネ昭和十六年度以降デアリマス關係上、十六年度以降ニ於テ計上致シマス考デゴザイマス

ノデアリマス、ソレカラモウ一ツノ御尋ノ、將來財政經濟事情ガ變化シタナラバ、此ノ公債ノ制限ヲ撤廢スル考ガナイカト云フコトデゴザイマスルガ、此ノ公債ハ現在ノ財政經濟事情ニ鑑ミマシテ、斯クノ如キ制限ヲ附シタモノデゴザイマスルカラシテ、將來事情ガ變化致シマシテ、斯クノ如キ制限ヲ附スル必要ガナクナリマシタナラバ、斯ウ云フ制限ノナイ普通ノ公債、即チ其ノ時ニ於ケル普通基準發行條件ノ公債ニ借換ヘタイト云フ風ニ考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○委員長(子爵西尾忠方君) 委員長カラ御願ヒ致シマスガ、速記モゴザイマセヌカラ、成ルベク一ツ御質疑モ御答辯モ繰ツクリ御述ヲ願ヒタイト思ヒマス

○風間八左衛門君 ハイ

○政府委員(相田岩夫君) 只今ノ風間サンノ御質問ノ中デ、公債ノ利率ヲ年三分六厘五毛ト云フ特殊ノ利率ニシテアルノハ、ドウ云フ考ヘ方カト云フ御尋デゴザイマシタノデ、ソレニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、現在發行サレテ居リマス三分六厘五毛公債、償還期十七年三箇月ノモノヲ以テ、若シ此ノ一時賜金ノ爲ニ交付スルト致シマスト云フト、交付價格ハ額面百圓ニ付九十八圓ト云フヤウナモノニナリマシテ、端金ヲ生ズルコトトナルノデアリマスガ、ソレデハ取扱上不便デアリマスシ、尙其ノ外ニ考ヘナケレバナラス點モゴザイマスルノデ、此ノ交付公債ノ額面金額ヲ以テ交付スルコトト致シマスル爲ニ、現在發行セラレテ居リマスル公債ノ基準利廻タル三分六厘五毛ト、同一ノ利率ノモノヲ發行スルノガ適當デアルト考ヘタ

○風間八左衛門君 大體諒承致シマシタ

○委員長(子爵西尾忠方君) 他ニ赤字公債追加發行並ニ臨時資金調整等ニ付テ御質疑ガアレバ、此ノ際引續イテ御願ヒ致シマス……別ニ三案ニ付テ御質疑ガナケレバ討論ニ移リマス、臨時資金調整法中改正法律案、昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案、支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル法律案、此ノ三案ヲ括シテ討論ニ移ツテ宜シウゴザイマスカ

○異議ナシト呼フ者アリ

○入江貫一君 外ニ御意見ガナケレバ、簡單ニ私、臨時資金調整法中改正法律案ニ付テ考フ述ベサシテ戴キタイト思ヒマス、本法律ニ依リマシテ發行サレマスル所ノ債券ハ、報國債券ト云フ名稱デアリマスガ、大藏

○委員長(子爵西尾忠方君) ソレデハ討論ニ移リマス

第四部第一類 昭和十五年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案特別委員會會議事速記録第十號

昭和十五年三月二十五日 貴族院

昭和十五年三月二十五日 貴族院

昭和十五年三月二十五日 貴族院

大臣ノ御説明中ニモアリマシタ通り、是非ハ非常時局ニ對處シテ一般公衆ノ餘裕金ヲ吸收スル一種ノ方便デアアル、サウシテ正常ノ時期ニ於テハ、斯クノ如キ制度ハ穩當デハナイト云フヤウナ意味ノ御説明ガアツタヤウニ承知シテ居リマス、且又此ノ債券ガ、法理論トシテ富籤デアアルカ、富籤類似デアアルカハ別ト致シマシテ、弊害ガ起リハシナイカト云フ憂慮ヲ懷クモノモアルヤウニ聞イテ居リマス、私考ヘマスルノニ、法律上富籤デナイト致シマシテモ、割増金ノ程度ニ依リマシテハ、一般ノ射倖心ヲ唆ル虞ガ必ズシモノナイトハ言ヘナイノデアラウト思フノデアリマス、當局ノ御説明ニ依リマスルト、今日ノ状態ニ於テハ現金ノ千倍位ノ割増金ヲ附ケテモ、弊害ハ起ラナイガラウト云フ御話デアリマシタガ、併シナガラソレモ運用ニ依リマシテハ、或ハ弊害ヲ起スカモ知レナイト思フノデアリマス、例ヘテ申シマスレバ、千倍ノ割増金附ヲ相當多ク致シマスレバ、射倖心ヲ唆ルト云フヤウナ結果ニナリハシナイカト思ヒマス、又只今迄ノ、現在ノ貯蓄債券、勸業債券等ノ中ニハ、初メハ相當一般ノ興味ヲ起シタノデアリマスガ、割増金ノ程度及ビ其ノ簡數ト申シマスカ、數ニ依リマシテ、甚ダ興味ヲ失ツタヤウナ感ガアルモノモアルノデアリマス、要スルニ本債券モ、運用如何ニ依リマシテハ或ハ射倖心ヲ唆ルコトニモナリマス、又反對ニ、運用如何ニ依リマシテハ興味ヲ餘リ起サナイヤウニナリハシナイカト存ズルノデアリマス、從ツテ割増金ノ簡數及ビ額等ハ、其ノ時其時ニ於テ當局者ニ於テ御決メニナルト云フコトデアリマスカラ、ドウカ其ノ中正ヲ得テ、弊害ノ起ラナイヤウニシテ戴キタ

イト云フコトヲ希望スルノデアリマス、若シ運用如何ニ依ツテ弊害ヲ起サユデアリマシタナラバ、然ルベク善處シテ戴キタイト云フ希望ヲ持ツテ居リマス、此ノ非常時局ニ於テ一種ノ便法デアアルト云フコトハ、御説明ノ通りダト存ジマス、從ツテ私ハ反對ノ意見ヲ述ベルノデハゴザイマセス、已ムヲ得ザルモノトシマシテ、暫ク當局ノ御言葉ニ信賴シテ、贊成ヲ致シタイト考テ居リマス
○委員長(子爵西尾忠方君) 別ニ他ニ御發議ガナケレバ採決ヲ致シマス、三案一諾致シマシテ採決ヲ致シマスガ、全部原案通りデ御異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(子爵西尾忠方君) 全會一致ト認メマス、是デ原案通り可決確定致シマシタ、之ヲ以テ當委員會ヲ終リマス、最後ニ一言私カラ御挨拶申上ゲマス、非常ニ長イ間當委員會ハ、委員各位ノ御勉勵ニ依リマシテ無事終了致シマシタコトニ付テ、厚ク御禮申上ゲマス、委員長誠ニ不慣レデ、非常ニ長クナリマシタコトニ付キマシテ恐縮ニ存ジマス
午後一時二十九分散會
出席者左ノ如シ
委員長 子爵西尾 忠方君
副委員長 男爵東郷 安君
委員
公爵鷹司 信輔君
子爵梅小路 定行君
子爵綾小路 護君
入江 貫一君
男爵大藏 公望君
西野 元君
土方 久徵君

國務大臣
大藏大臣 櫻内 幸雄君
大藏政務次官 木村 正義君
大藏省主計局長 谷口 恒二君
大藏省理財局長 相田 岩夫君
大藏省銀行局長 入間野武雄君
大藏書記官 前田 克巳君
預金部資金局長 廣瀨 豐作君
陸軍主計大佐 森田 親三君
海軍主計大佐 爲本 博篤君
堀 啓次郎君
野村 徳七君
風間八左衛門君
米原 章三君

昭和十五年三月二十六日印刷

昭和十五年三月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局